

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 スペシャルオリンピックス地域活動振興助成

募集要項

本助成の趣旨

この度、「地区競技会推進支援制度」を見直し、新たに「スペシャルオリンピックス地域活動振興助成」を創設することとなりました。

2006 年度よりスタートした「地区競技会推進支援制度」では、地区組織における競技会の実施とその内容の充実を目的に助成してまいりましたが、地区組織の皆様のご尽力もあり、競技会の実施が定着してきており、本制度は一定の役割を果たしたと考えております。

今後のさらなる発展を目指し、競技会の枠を超え、地区組織を取り巻く様々な課題の解決に貢献し、スペシャルオリンピックス(以下、SO)の活動の普及・推進に資する「スペシャルオリンピックス地域活動振興助成」を 2025 年度より開始いたします。

本助成事業が、地区組織が抱える課題の解決や新たな挑戦の支援となり、人々の多くの気づきと行動を生み出すことで、SO がめざす多様な人々が生きる社会の実現につながることを期待しています。

1. 助成対象事業

助成対象となる事業は、以下を満たすものになります。

(1)本助成の趣旨に合うもの

(2)スペシャルオリンピックス日本 ビジョンの普及・推進に寄与するもの

(3)以下の視点が含まれていること

・課題解決 ・チャレンジ性 ・新たな発想

*スペシャルオリンピックス日本 ビジョンは[こちら](#)から

*助成対象となる事業例については[別紙](#)をご確認ください。

事業は一般的に、下図のプロセスを経ると思われますが、いずれかの段階についても助成の対象となります。(複数段階も可)。
例えば、ユニファイドスポーツ普及を目的に、プログラム開発やイベントを実施する事業を実施とした場合、その前段階であるプログラム開発やイベントを実施するためのネットワーク形成の取り組み(下図の企画/開発に該当)に對して助成が可能です。



2. 選考基準

事業の目的や目標、支出内訳書の内容等について、以下の点を含め総合的に判断し、選考します。

- ①取り組む課題が明確かつ、成果の波及効果が大きいか
- ②旧来の仕組みにとらわれない、先駆的またはユニークな取り組みか
- ③今後他の地区組織でのモデルケースとなりえるか
- ④多様なステークホルダーを巻き込み、より高い効果が期待できるか
- ⑤助成完了後においても同事業を継続、発展させることが期待できるか

3. 助成対象団体

当法人の認証を受けたスペシャルオリンピックス日本の地区組織

4. 助成内容

- ①助成総額 : 300 万円
- ②助成上限額 : 1地区組織 1事業当たりの総事業費の 2/3(ただし、上限は 50 万円)
- ③助成対象経費: 借料、会議費、旅費交通費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、委託費、謝金、人件費、広告宣伝費

*助成対象となる経費は「事業の実施に必要な経費」です。
事業目的に沿わない経費や根拠が不明瞭な経費等については、
助成対象外または減額となる可能性がございます。

5. 助成対象期間

2025 年 1 月1日(水)から 12月初旬までに完了する事業

- *助成対象期間は2025年12月初旬までですが、助成金を受領するためには、**2025年12月10日(水)**までに報告書類一式をご提出いただく必要がございます。この点を踏まえ、事業の計画をお願いいたします。
- *本助成は今後も継続して実施する予定です。一度、助成を受けた地区組織であっても、次年度以降も申請が可能です。

6. 申請

- ①申請期間 : 2024 年 10 月 31 日(木)～12 月 6 日(金)【必着】
- ②申請書類 : 助成申請書及び支出内訳書
- ③申請方法 : 申請期間内に、②の申請書類を以下のメールアドレスにお送りください。

E-mail : return@son.or.jp

【件名】スペシャルオリンピックス地域活動振興助成 申請

*申請は1地区組織につき2事業までとします。

7. 選考方法・結果の通知

本選考は当法人の理事会にて行い、結果は 2024 年 12 月中に書面にてお知らせします。

8. 報告

助成事業完了後、2か月以内に報告書類一式(事業報告書、収支計算書)をご提出ください。

事業報告書には、事業の実績を明記してください。(例えば、競技会やイベントの場合は、参加者数等)

提出期限は 2025 年 12 月 10日(水)です。提出期限までに報告書類一式をご提出いただけない場合、助成金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

*助成金を受領された地区組織は、適切に処理された帳簿および帳簿書類を最低1年間保管してください。

*助成事業の実施期間中に、事業の進捗状況をヒアリングさせていただく場合やご報告お願いすることがございます。

9. 助成事業の流れ

助成の申請から審査、決定までの流れは以下の通りです。

	申請地区組織	SON
	事業内容の検討	-
10月31日～12月6日	助成申請	助成受付
12月中	-	審査、選考
		助成決定通知の送付 (選考結果のお知らせ)
2025年1月1日～ 12月初旬	助成事業の実施	-

助成事業完了後から助成金交付までの流れは以下の通りです。

	申請地区組織	SON
助成事業完了後、 2ヶ月以内 ※提出期限： 2025年12月10日(水)	報告書類一式の提出 (事業報告書、収支計算書)	-
報告書類等の提出後、 1か月以内	-	報告書確認の実施
-	-	助成金交付額確定通知書の送付
-	助成金交付請求書の送付	-
-	-	助成金交付

* 助成事業完了後、2ヶ月以内に報告書類一式(事業報告書、収支計算書)を

SON 事務局に提出してください。提出期限は**2025年12月10日(水)**です。

* 報告書類等の提出後、SON にて報告書確認を実施させていただきます。申請内容と報告書類の内容が
そぐわない場合は、助成金の減額あるいは助成金が支払われない可能性があります。

10.助成金について

助成事業完了後に、次のことが明らかになった場合は、助成金の減額あるいは助成金が支払われない場合があります。

- ・ 使途対象外の目的で使用された場合
- ・ 適切な事情・理由がなく、申請時の事業内容と実施内容に著しい変更が認められた場合
- ・ 事業報告書および収支計算書の内訳等の記載が不十分であり、再提出依頼後も明確にならなかった場合
- ・ 事業報告書および収支計算書の提出や依頼事項を怠った場合
- ・ その他 SON より確認した事項について明確な回答が得られなかった場合

11. 問い合わせ先

本助成に関する問い合わせ先、以下までお願いいたします。

スペシャルオリンピックス日本事務局(経営企画部 経営企画課 担当:森、市川)

E-mail: return@son.or.jp TEL: 03-6809-2034

別紙：助成対象となる事業例

■ スポーツ・健康増進推進事業

・ユニファイドスポーツの普及に取り組みたい！

立場や得意分野を異にする複数団体のネットワークを確立させて、それぞれの特性を活かして連携しながら、初めてユニファイド関連のイベントやユニファイド競技会を実施する。

・トレーニングプログラム開発に資するシステムを導入したい！

アスリート一人ひとりに合わせたトレーニングプログラムを開発するためには、アスリートに関する様々な情報が必要となる。そのため、アスリートのプログラム参加実績や競技会成績、健康状態等の情報を一元管理するクラウドベースのシステム導入に取り組む。

・若年層のアスリートを増やしたい！

ヤングアスリートプログラムを新規に立ち上げるとともに、持続可能なものにするために、プログラムを管理推進する人材育成を行う指導者の養成事業に取り組む。

・競技会開催に必要な人材を確保したい！

競技会へ審判を派遣してもらうために、競技団体との信頼関係を構築し、連携強化に取り組む。助成金は、これらの取り組みに伴う交通費、謝礼、会場費などに充当する。

・地域での健康増進推進を目的にヘルス事業に力を入れたい！

行政や医療機関等の協力を得ながら、参加対象をアスリートやパートナーに限定しない、地域に開かれた形のメドフェストを実施する。

■ 広報・啓発事業

・スペシャルオリンピックス(SO)の知名度を高める活動をしたい！

行政や教育機関、支援企業等と連携しながら、様々な場面において、アスリート自ら SO 活動を発信していくアスリートアンバサダー事業を実施する。

・より訴求効果が高い広報、啓発を行えるようにしたい！

活動パンフレットをリニューアルし、ホームページも刷新する。また、新規アスリート、ボランティア獲得を目的とした独自のプロモーション映像制作に取り組む。

■ 管理事業

・事務局のバックオフィス業務の効率化を図りたい！

定型的な事務作業に時間が取られ、業務自体も属人化しており、事業活動に専念することができない。そのため、ネットワーク設備と業務用ソフトウェア導入といった IT インフラ整備に取り組む。また、ITインフラの整備にリソースが割かれて事業活動が疎かにならないよう、専任の有期スタッフを雇用する。

・ガバナンスを強化したい！

より信頼される組織を目指して、社内規定の明確化や行動規範の作成、また内部統制の枠組み構築をしたいがノウハウがないため、助成金を活用して専門家のサポートを受け、ガバナンス強化に取り組む。

別紙:Q&A

Q. 複数の事業を申請することはできますか？

A. 可能です。ただし、複数事業を申請する場合はそれぞれの事業に応じて申請いただく必要があります。また、1地区組織につき2事業まで申請が可能です。2事業申請される場合は、1事業ごとに助成申請書と支出内訳書をご提出いただく必要があります。(2事業を1つの助成申請書と支出内訳書にまとめて提出しないようご注意ください)

Q. 本助成は今後も継続されますか？

A. 今後も継続して実施する予定です。本助成を受けた地区組織であっても、次年度以降も申請が可能です。

Q. 他の助成金や補助金を受けることはできますか？

A. 可能です。ただし、他の助成金や補助金には制限が設けられている場合がございますので、必ず各助成金の条件をご確認ください。また、他の助成金や補助金を受ける場合は、助成申請書に助成元と助成金額を記入してください。

Q. 助成対象経費は？

A. 助成事業を実施する上で必要な経費とします。詳細は募集要項の「4. 助成内容」をご確認ください。

Q. 既に雇用している職員が助成対象事業の業務にあたる場合、その人件費は助成対象になりますか？

A. はい、助成の対象になります。ただし、以下3点の書類を必ずご提出ください。

- 雇用契約書の写し
- 地区組織で使用されている勤怠管理表やタイムカード等の写し
※ご用意がない場合は、こちらで準備した書式(業務報告書)をご利用ください
- 銀行の振込明細書、通帳の写し等(人件費の給与が振り込まれたことを証明する書類)
※現金払いの場合は、受領書の写し(日付入りで、受領者の署名押印があるもの)

Q. 交付される助成金額は？

A. 1地区組織1事業当たり総事業費の 2/3 を掛けたものが助成金額となりますが、上限は 50 万円です。例えば、総事業費 100 万円の事業を計画した場合、 $100 \text{ 万円} \times 2/3 = 66 \text{ 万円}$ ですが、上限金額は 50 万円ですので、助成金額は 50 万円となります。

Q. 1 地区組織 2 事業を申請した場合、いずれも、1事業につき助成上限額は 50 万円ですか？

A. 1事業につき助成上限額は 50 万円になります。

Q. 総事業費は助成の対象外経費を除いた費用という認識で良いですか？

A. はい、そのご認識で問題ありません。総事業費には助成対象外経費は含まれません。

Q. 飲食代(お弁当など)は助成対象になりますか？

A. 飲食代は「事業の実施に必要な経費」として認められる場合に限り、消耗品費として助成の対象となります。ただし、すべての飲食代が助成対象となるわけではございませんので、ご注意ください。例えば、選手団負担金を徴収し、その中に飲食代(お弁当など)が含まれる場合、助成対象外となります。

Q. 報告書確認では何をするのですか？

A. 事業実施後にその適切な実施状況を確認し、最終的な助成金額を確定します。提出いただいた事業報告書や収支計算書の内容に関して、確認が必要な場合はご連絡させていただくことや、追加で資料のご提出をお願いする場合がございます。

なお、提出期限までに報告書類一式をご提出いただけない場合、助成金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。提出期限を考慮の上、事業計画を立てていただくとともに、事業完了後は可能な限り早めに報告書類一式をご提出ください。

Q. ブロック大会は地区組織の1事業としてみなされますか？

A. ブロック大会は、予算を管理執行する主管地区組織の事業の1事業とみなします。

Q. 競技会事業は助成対象になりますか？

A. 募集要項「1. 助成対象事業」の要件を満たしている場合は、助成対象となります。例えば、地区組織で初めて競技会を実施する場合やブロック大会を主管する場合などは、「1. 助成対象事業」のチャレンジ性の視点到該当するため、助成対象となる可能性があります。

また、過去に実績がある場合でも、初めてユニファイド種目を取り入れる場合や競技連盟と連携し、初めて競技会に審判を派遣してもらう場合など、過去競技会の課題解決に取り組むなど、3つの視点のいずれかに該当する場合は助成対象となる可能性があります。

Q. 助成期間中、申請時の実施内容、予算に変更がある場合はどうすれば良いですか？

A. やむを得ず変更が必要な場合は、まずは SON 事務局にご連絡ください。変更届を提出いただき、SON 事務局から変更の承認を受ける必要があります。ただし、変更内容によっては承認されない場合がありますので、ご注意ください。

Q.台風で助成事業が中止になりました。すでに執行済みの経費は助成対象にならないのでしょうか？

A.気象条件や天変地異など、主催者の責めによらない不測の事態により、助成事業の一部又は全部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費は助成対象になります。ただし、申請時の実施内容、予算に変更が生じているため、SON 事務局に変更届を至急ご提出ください。